

お知らせ INFORMATION

精密検査を受けましょう！

昨年8～9月に受診した健（検）診結果に要精検の項目があった人は必ず精密検査を受けましょう。

精密検査は、病気の有無を確認するとともに、もし病気がなっていたとしても早期に見つけ、治療を開始することが可能となります。

また、健（検）診は受けただけで終わりではありません。検査結果をよく確認し、普段の生活を見直す機会として大いに活用しましょう。精密検査をきちんと受けること、そして結果から自分の生活習慣をチェックし改善することが健（検）診の「ゴール（終了）」です。

健康増進課 健康支援係
☎45-4532

健（検）診の意向調査を実施します

町では、健診を円滑に受診してもらうため、「健（検）診意向調査」による健診の申し込みを受け付けています。対象となる健診を確認の上、期限までに調査票の提出をお願いします。

◆調査方法

各自治区の保健指導員から各世帯に調査票を配布して調査します。

◆調査票の提出

2月28日（日）までに自治区の保健指導員に調査票を提出してください。

※町の健診を受診しない場合はその旨を記入してください。
※詳細は配布する封筒に同封の「ご案内」を確認してください。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 健康支援係
☎45-4532

国民健康保険の手続きはお早めに

3月、4月は進学や就職など異動が多くなります。これらの異動による国民健康保険（国保）の加入・脱退の届け出は14日以内に行いましょう。

◆加入の届け出が必要なとき

- 他市町村から転入したとき
- 社会保険を脱退したとき
- 子供が生まれたとき

◆加入の届け出が遅れるとき

保険証が交付されず、医療費が全額負担になります。

◆脱退の手続きが必要なとき

○他市町村へ転出するとき
○社会保険に加入したとき
◆脱退の届け出が遅れるとき
国保と他医療保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

その他、修学や施設入居のため転出される人については別途手続きが必要になります。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 国保係
☎45-4532

消費拡大商品券の利用について

町では新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ個人消費の喚起と町内経済の活性化を目的として、昨年11月に町民の皆さんに1人5千円分の「消費拡大商品券」を配付しました。この券の利用期限は、3月25日（木）です。期限までに利用してください。

また、商品券を受け取っていない人には、町から通知を送付していますので、確認の上、早めに取りください。

〈問い合わせ先〉

商工観光課 商工観光係
☎45-2213



トータルケア修学資金を貸与します

町では、保健師、理学療法士、介護福祉士などを目指し

健康増進課 健康支援係
☎45-4532

健（検）診の意向調査を実施します

町では、健診を円滑に受診してもらうため、「健（検）診意向調査」による健診の申し込みを受け付けています。対象となる健診を確認の上、期限までに調査票の提出をお願いします。

◆調査方法

各自治区の保健指導員から各世帯に調査票を配布して調査します。

◆調査票の提出

2月28日（日）までに自治区の保健指導員に調査票を提出してください。

※町の健診を受診しない場合はその旨を記入してください。
※詳細は配布する封筒に同封の「ご案内」を確認してください。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 健康支援係
☎45-4532

国民健康保険の手続きはお早めに

3月、4月は進学や就職など異動が多くなります。これらの異動による国民健康保険（国保）の加入・脱退の届け出は14日以内に行いましょう。

◆加入の届け出が必要なとき

- 他市町村から転入したとき
- 社会保険を脱退したとき
- 子供が生まれたとき

◆加入の届け出が遅れるとき

保険証が交付されず、医療費が全額負担になります。

◆脱退の手続きが必要なとき

○他市町村へ転出するとき
○社会保険に加入したとき
◆脱退の届け出が遅れるとき
国保と他医療保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

その他、修学や施設入居のため転出される人については別途手続きが必要になります。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 国保係
☎45-4532

て修学している人または修学しようとする人のうち、経済的な理由で援助が必要な人に対し、4月から修学資金（無利子）を貸与します。

◆対象職務

保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士

◆対象者

町内に住所のある人、または修学のために町外に転出した人

◆貸与金額

月額3万6千円以内

◆貸与期間

学校等を卒業する月まで

◆条件

- ① 監督庁の認可を受けた学校や養成施設、養成所などに在学または修学予定であること
- ② 学業優秀であること
- ③ 同種の修学のための資金を他の機関から借り受けていないこと

◆償還金額

月額1万800円（月賦、または半年賦の均等払い）

◆償還期間
13年4カ月以内（償還の開始時期は学校などを卒業したとき）

◆償還金の免除

貸与期間終了後に町内に居住し、かつ町内の事業所で保健師などの業務に従事する場合、一定の要件を満たせば修学資金の償還金の一部を免除します。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 国保係
☎45-4532



詐欺被害に注意しましょう

福島県警察本部より、県内における令和2年中の詐欺被害状況が公表されました。
◆令和2年中の詐欺被害
○認知件数
135件（過去10年間で2番目に多い）

高齢者肺炎球菌予防接種はお済みですか？

肺炎は、我が国の死亡原因の第5位となっています。また、日常的に生じる成人の肺炎のうち2割～3割は肺炎球菌が原因と考えられています。

定期接種の対象者は毎年異なります。対象の人には、令和2年4月に予診票を郵送しています。予診票を紛失された人、接種歴が不明など、分からないことがありましたら下記に問い合わせください。接種の機会を逃さないよう接種しましょう。

○接種対象年齢（令和3年3月31日までの対象者）

65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれ



注意
過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことのある人は、定期接種の対象となりません。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 健康支援係
☎45-4532

○被害額
約2億2千万円（平成29年以前の2億円超え）
※手口として、キャッシュカードの盗難詐欺及び預貯金詐欺が全体の65%以上を占めており、年齢は65歳以上の被害が8割以上を占めています。

- ◆飼い主に守ってほしい7か条
① 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼うこと
- ② 危害や迷惑の発生を防止すること
- ③ 災害に備えること
- ④ むやみに数を増やしたり繁殖させないこと
- ⑤ 動物による感染症の知識をもつこと
- ⑥ 動物が逃げたり迷子にならないようにすること
- ⑦ 所有者を明らかにすること

- ◆詐欺被害に遭わないためのポイント
① 留守番電話機能・防犯機能付き電話を活用する
- ② キャッシュカードは渡さない
- ③ 暗証番号は教えない

◆問い合わせ先
町民税務課 町民生活係
☎45-2215



動物は適切に飼いましょう

犬や猫は大切な家族の一員です。動物は、最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。



地域おこし協力隊 滝澤隊員によるウケ原和紙紙漉き体験（第30回西会津雪国まつり）



ホームページ



◆日時
月曜日～金曜日
午前9時～午後4時
(年末年始・祝日を除く)

◆場所
県立聴覚支援学校会津校内
「みみらんど・會津」

◆対象
聞こえや言葉に心配がある
乳幼児とその保護者

〈問い合わせ先〉
県立聴覚支援学校会津校
☎0242-22-1286

**聴覚障がい
乳幼児子育て相談
『みみちゃん教室』**

言葉を育むには、早期からの楽しい関わりが大切です。県立聴覚支援学校会津校では、こどもの様子や相談内容に応じて、一緒に遊ぶ中で言葉やコミュニケーションづくりのお手伝いをします。相談は無料です。気軽に相談ください。

**多重債務者相談
窓口のご案内**

財務省福島財務事務所では、借金を抱えて悩んでいる人からの相談を受け付けています。借金問題はさまざまな方法で解決が可能です。秘密厳守、相談無料です。お気軽に相談ください。

〈相談窓口〉

財務省福島財務事務所
理財課

◎受付時間(平日のみ)
午前8時30分～午後4時30分
(正午～午後1時を除く)
☎024-533-0064
(多重債務者相談窓口専用)

**施設見学会
のお知らせ**

ポリテクセンター会津では、職業訓練に理解を深めてもらうため、実習の様子を目で見て直接講師から話を聞く施設見学会を開催しています。今までのキャリアにプラスして、新たな技能習得をした

◆開催日時
2月22日(月)、24日(水)、
3月3日(水)、8日(月)、
10日(水)、15日(月)、17日(水)
各日午後1時30分～3時45分

◆その他

月曜日開催の見学会では、見学後に訓練体験も可能です。

〈問い合わせ先〉

ポリテクセンター会津
☎0242-26-0520

**県最低賃金は
時間額800円**

福島県最低賃金は、令和2年10月2日から時間額800円となりました。これは、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなどの名称にかかわらず、県内の全ての労働者に適用され、使用者はその金額以上を支払わなければならない。詳しくは各労働基準監督署または左記までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

福島労働局労働基準部貸金室
☎024-536-4604

令和3年度



西会津町委託職員(町道整備等)の募集について

町では、令和3年度委託職員の採用候補者試験(面接)を下記のとおり行います。希望者は、期日までに建設水道課管理係へ関係書類を提出してください。

〈提出・問い合わせ先〉 建設水道課 管理係 ☎45-4530

業務内容	町道整備等業務
資格要件	普通自動車免許の所有および土木作業経験のある人
委託人数	4名
委託期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
委託料	日額 11,400円(予定)
勤務地	西会津町役場(事業実施は町内一円)
提出書類	履歴書(建設系資格がある場合は全て記入してください)、運転免許証のコピー
提出期限	令和3年2月19日(金)午後5時まで(土日を除く執務時間中)
面接日時	令和3年2月25日(木)午後3時 ※別途通知はしませんので、時間までに集合してください。 《集合場所：役場3階第1委員会室 午後2時45分までに集合》
面接場所	西会津町役場 2階会議室
選考方法等	書類審査および面接により選考し、結果は採用候補者本人に通知します。

**法務局で自筆
証書遺言書の
保管ができます**

遺言者本人が自筆証書遺言書を自宅等で保管する場合、遺言者本人の死亡後、相続人に見つけてもらえなかったり、一部の相続人によって改ざんされるなどの懸念が指摘されています。

遺言書の保管面における心配を軽減するため、法務局で自筆証書遺言書を保管する制度があります。相続人が閲覧等の請求をしたときは、他の相続人に法務局で遺言書を保管している旨を通知する仕組みとなつていきますので、自筆証書遺言書を作成する場合、保管方法の1つとしてご利用ください。

〈問い合わせ先〉

福島地方方法務局
☎024-534-1111
福島県司法書士会
☎024-534-7502



ふくしま就職ガイダンスを開催します

福島労働局と県では、令和4年3月卒業予定の学生等を対象に、県内に就業場所があり、正社員として採用する予定のある事業所の企業説明会を開催します。参加には、事前に労働局ホームページから予約が必要です。

◆参加対象者

- ◎令和4年3月に大学や専門学校などを卒業予定の学生
- ◎平成31年3月以降に大学など卒業(修了)した人



←福島労働局
ホームページ

開催日時	会場	問い合わせ先
3月3日(水)～7日(日) 午前10時30分～午後3時30分	オンライン開催	県雇用労政課 ☎024-521-7290
3月8日(日) 第一部 午前10時30分～午後0時30分 第二部 午後1時～3時 第三部 午後3時15分～5時15分	ビッグパレットふくしま	福島労働局職業安定課 ☎024-529-5396

※参加予定の事業所は福島労働局ホームページから確認できます。